

鹿市医第56号
令和6年4月26日

医療施設長 様

鹿児島市医師会
会長 上ノ町 仁

**感染症法に基づく医療措置協定締結に関する
申請受付開始について（お知らせ）**

標記について、鹿児島県保健福祉部感染症対策課長から鹿児島県医師会を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

医療措置協定の締結については、令和5年7月27日付け鹿市医第237号でご案内のとおり、鹿児島県が意向調査を行い、令和5年12月には県が策定した流行初期医療確保措置の基準をもとに流行初期の対応について再調査が行われているところです。

本件は、県電子申請システムにより、医療措置協定の締結に関する申請受付が開始されたことについてお知らせするものです。

なお、県が実施した意向調査に回答していない医療機関であっても、指定基準（要件）を満たしたうえで、医療措置協定の締結を希望する場合は、申請することが可能です。

また、令和6年度診療報酬改定に係る外来感染対策向上加算、感染対策向上加算の施設基準である「協定指定医療機関又は医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関」として、令和6年6月1日付けの協定締結を希望する場合には、5月15日までに県電子申請システムで申請が必要ですので、ご注意ください（令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算、感染対策向上加算の届出を行っている医療機関は、令和6年12月31日まで経過措置あり）。

令和6年4月23日

関係医療機関等の長 様

鹿児島県保健福祉部
感染症対策課長

医療措置協定の締結に関する申請受付開始について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、かねてから御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月に厚生労働省が感染症法を改正したことから、新興感染症発生時に備え、本県と各医療機関等の間で医療措置協定を締結する仕組みが法定化されました。

つきましては、標記協定の締結を希望される場合には、県電子申請システムより申請してください。審査後に、協定書案をメールにて送付しますので、ご確認の上、同意できる場合には、県ホームページに掲載している同意書をメールにて提出してください。

なお、令和6年6月1日付けの協定締結を希望する場合には、令和6年5月15日までにシステムにて申請を行ってください。

県ホームページ URL :

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kyoutei.html>

県 HP トップ画面→健康・福祉→医療→感染症→感染症対策→医療措置協定について

（県ホームページの「情報を探す」（検索機能）で「医療措置協定」のキーワードを検索してください。）

病院・診療所、薬局、訪問看護事業所で申請フォームが異なるため、ご注意ください。

【連絡先】

鹿児島県保健福祉部 感染症対策課

感染症対策調整係 東

TEL 099-286-3420

FAX 099-286-5551

メールアドレス kansench@pref.kagoshima.lg.jp

感染症法に係る医療措置協定について

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が改正されました。

この改正感染症法（令和6年4月施行）において、県と医療機関等（病院・診療所、薬局、訪問看護事業所）の間で「医療措置協定」を締結することが法定化されました。

詳細については、以下のバナーのリンク先を参照ください。

病院・診療所

薬局

訪問看護事業所

医療措置協定協議受付フォーム

医療措置協定の協議にあたっては、原則として「電子申請システム」を使用します。以下のバナーからアクセスしてください。（登録が必要です。）

病院・診療所

薬局

訪問看護事業所

インターネット環境の関係等で電子申請システムを使用できない場合は、別途対応しますので、問い合わせ先まで連絡してください。

申請を受理後、県にて内容を確認し、内容を調整した上で、県より協定書案をメールにて送付します。協定書案の内容を確認の上、[同意書（第2号様式）（WORD：16KB）](#)をダウンロードし、内容を記入の上、県あてに返信してください。

医療措置協定締結時期

協定の有効期間

3年間（更新しない旨の申し出がない場合は同一条件で更新）

医療措置協定締結の流れ

- 受付フォームから、医療機関が協定内容を入力
- 県が内容を確認し、必要に応じて協議・修正の上、協定書を策定（協定締結）
- 県より指定書（第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関）及び協定書を医療機関あてに送付
- 協定締結内容を県ホームページで公表

協定締結日・指定日について

協定締結日・指定日について、各月15日までに申請があったときは、翌月の1日とします。ただし、協議が長引いてやむを得ない場合は、翌々月の1日になることがあります。

	協定締結日・指定日
令和6年5月15日までに申請があった場合	令和6年6月1日
令和6年6月15日までに申請があった場合	令和6年7月1日
令和6年7月15日までに申請があった場合	令和6年8月1日
令和6年8月15日までに申請があった場合	令和6年9月1日
令和6年8月16日以降に申請があった場合	令和6年9月30日

協定履行状況報告

「本協定に基づく措置の実施の状況」、「当該措置に係る当該医療機関の運営の状況」、「その他の事項」について、医療措置協定締結医療機関が県に対し、報告することを規定しています。

詳細は調整中

医療措置協定締結医療機関一覧

都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされています。

医療措置協定締結医療機関一覧（調整中）

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部感染症対策課

電話番号：099-286-3420

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111